

医療法人永寿会 陵北病院診療情報開示要綱

制定：平成 17 年 4 月 1 日

1 目的

患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセントの理念に基づき診療情報の提供を行い、患者などが疾病と診療内容を十分に理解し、医療従事者と信頼関係を構築し、診療情報の共有化によって質の高い医療を行う事を目的とする。

2 用語

- (1)診療情報：診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た主観的、客観的情報
- (2)診療録：医師法第 24 条所定の文書
- (3)診療記録等：診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、X 線写真、看護記録、その他、診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像などの一切
- (4)親族：患者の配偶者及び二親等内の血族(祖父母・父母・子・孫・兄弟姉妹)
- (5)その他：成年・任意後見人、代理権を付与された者、法定相続人

3 委員会の設置

診療情報の開示が適切に行われるように、陵北病院(以下「病院」という)内に診療情報開示委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

4 開示請求手続

- (1)診療情報開示請求書は、医事課受付で交付し、手続き対応は事務管理職が別室にて行う。
- (2)受付時間は、平日 9:00～17:00、とする(土曜、日曜・祝祭日は除く)。
- (3)開示請求は来院によるものに限り、郵送等の請求は受けない。

5 開示対象範囲

- (1)開示対象は、病院で保管している診療録・看護記録・検査記録・画像記録等(以下「診療情報」という。)とし原則、医療法で定めた保存期間までの記録とする。
- (2)保存期間以上の診療情報については、本規定による開示の対象外とする。

6 開示請求者

以下の各項に定める者は、本規定により診療情報の開示を請求できる。

- (1)患者本人が成人で判断能力のある場合は、患者本人。
- (2)患者本人が未成年の場合は法定代理人。ただし、患者が満 15 歳以上の場合は、患者本人の同意を要する(患者の判断能力に疑義がある場合を除く)。
- (3)患者本人が成年被後見人の場合の法定代理人。
- (4)患者本人から代理権を与えられた患者の親族。
- (5)診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- (6)患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をを行っている親族。
- (7)患者が死亡した場合は、法定相続人の代表者。但し、原則として全法定相続人の同意を要する。

(8)その他病院が必要と認めた者。

7 開示などを拒みうる場合

次の各項に定める場合には、診療情報の開示を拒むことができる。

- (1)患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- (2)第三者の利益を害する恐れがあるとき。
- (3)医師の守秘義務に反するとき。
- (4)前 3 項に定めるほか、病院長及び委員会が開示を不相当と認める相当な事由が存在するとき。

8 開示・不開示の決定

- (1)委員長は、必要に応じ委員会を 1 週間以内に開催し、開示の是非を審議後、診療情報開示委員会審議結果報告書、伺い書(別紙様式)を委員会開催後 2 週間以内に病院長へ提出し報告する。
- (2)病院長は、審議結果の報告を受け、診療情報開示の可否につき決定をする。

9 開示方法

開示は、以下による方法で行う。

- (1)閲覧
- (2)口頭説明
- (3)写し交付

10 開示立会い

診療情報開示の立会いは、原則として主治医が行うものとする。ただし、困難な場合は当該診療科の責任ある立場の医師が立会うものとする。
尚、病院事務管理職者は同席するものとする。

11 開示日時及び場所

診療情報の開示は、病院が指定した日時及び場所において行う。

12 同席

開示請求者が他者の同席を求める場合は、所定の「同席申請書(別紙様式)」を用いて申請する。
但し、同席できる者は、親族及び委員会が認めた者に限る。

13 回答通知

病院長は、請求者に対して開示請求日から 20 日以内に「診療情報開示請求回答書(別紙様式)」により通知する。但し不開示の場合は、その理由を明記し通知する。

14 終了報告

診療情報の開示を行った場合は、立会い者は「診療情報開示終了報告書」(別紙様式)を病院長へ提出する。

15 医師からの診療情報提供の対応

患者を診療した若しくは現在診療している他の医師から、患者の同意を得て直接診療情報の提供を求められた場合、通常の診療の扱いとする。

16 他機関の診療情報開示の対応

他機関が作成した診療情報を開示するにあたっては、「診療情報開示請求書に伴う照会書」(別紙様式)による照会后、「診療情報開示請求(照会)に伴う回答」(別紙様式)に基づき、意見を聴取した上で開示の手続を行う。

17 不開示決定に対する異議申立

- (1)第 13 条による不開示通知がなされた場合、開示請求者は不開示に異議があるときは、不開示の通知を受け取ったときから 2 週間以内に、病院長に対して、診療情報不開示の異議申立書(別紙様式)を用い異議の申立を行うことができる。
- (2)前項の異議申立がなされた場合、委員会は再度診療情報開示の可否につき審議し、病院長は審議結果に基づき開示の可否を決定する。
- (3)再度の審議の結果、不開示の決定がされた場合、この決定に対して異議を申し立てることはできない。

18 開示手数料

開示方法	開示費用(税込表示)
閲覧	《1 時間につき》 3,240 円
口頭説明 (医師など)	《1 時間を限度とする》 30 分まで 10,800 円 31 分以上 60 分まで 16,200 円
写し交付	3,240 円プラス 《1 枚につき》税込 診療情報 21 円 画像記録 756 円 CD 記録 108 円 画像記録のうちエックス線写真は、デジタル処理のため「CD データ」での提供となり、返却の必要はありません。 その他の記録 実費相当額

附 則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

消費税率変更に伴い、平成 26 年 4 月 1 日開示手数料改定